十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）」を「第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準」に改め、同条第十一項中「衝突被害軽減制動制御装置」を「車線逸脱警報装置」に、「第十五条第七項」を「第六十七条の二」に、「第九十三条第八項」を「第百四十五条の二」に改め、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十二条の二の四第十三項」を「第十二条の二の四第十四項」に改め、同項第一号ハ中「第八十条第一号イ」を「第百四十七条第一号イ」に改め、同項第三号中「から第十二項までの規定の適用を受けようとする場合」を「から第十三項までの規定の適用を受けようとする場合」に、「同条第九項第二号及び第三号、第十項第一号及び第二号並びに第十一項第三号及び第四号」を「同条第九項第三号及び第四号、第十項、第十一項、第十二項第三号及び第四号並びに第十三項（バス等を除く。）」に改め、同号イ中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十二条の二の四第十二項」を「第十二条の二の四第十三項」に改め、「同項に規定する」を削り、「されている自動車」を「されているもの」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を削り、同条第十四項中「第十二条の二の四第十一項」を「第十二条の二の四第十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十二条の二の四第十項」を「第十二条の二の四第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第十二条の二の四第九項第二号」を「第十二条の二の四第九項第三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　法附則第十二条の二の四第十項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

附則第四条の六の二第十一項の次に次の一項を加える。

12　法附則第十二条の二の四第九項第二号に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。

附則第五条の二第一項第一号中「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「旧細目告示」という。）」に改め、同項第二号中「細目告示」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）」に改め、同条第二項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第四項中「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に、「第八十条第一号イ」を「第百四十七条第一号イ」に改め、同条第五項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に、「(1)窒素酸化物の欄」を「(1)の窒素酸化物の欄」に改め、同項第二号中「細目告示」を「旧細目告示」に、「(2)窒素酸化物の欄」を「(2)の窒素酸化物の欄」に改め、同項第三号中「細目告示」を「旧細目告示」に、「(3)窒素酸化物の欄」を「(3)の窒素酸化物の欄」に改め、同条第七項中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第九項中「第四十一条第一項第十一号ロ」を「第四十一条第一項第十一号」に改め、同条第十項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十一項第一号中「第四十一条第一項第三号ロの表の(1)」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に、「(1)窒素酸化物の欄」を「イの窒素酸化物の欄」に改め、同項第二号中「第四十一条第一項第三号ロの表の(2)」を「第四十一条第一項第三号の表のロ」に、「(2)窒素酸化物の欄」を「ロの窒素酸化物の欄」に改め、同項第三号中「第四十一条第一項第三号ロの表の(3)」を「第四十一条第一項第三号の表のハ」に、「(3)窒素酸化物の欄」を「ハの窒素酸化物の欄」に改め、同条第十四項中「第四十一条第一項第七号ロ」を「第四十一条第一項第七号」に改める。

附則第六条第十二項中「、バーク処理装置」を削り、同条第十四項を削り、同条第十五項中「附則第十五条第二項第四号」を「附則第十五条第二項第三号」に、「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「附則第十五条第二項第五号」を「附則第十五条第二項第六号」に改め、「の処理施設」の下に「（法附則第十五条第二項第五号イに規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設にあつては、同令第七条第十一号の二に規定する産業廃棄物の処理施設に限る。）」を加え、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17　法附則第十五条第二項第五号イに規定する総務省令で定める産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二条の四第五号トに規定する廃石綿等のうち、廃石綿又は石綿が付着しているものとする。

附則第六条第十八項中「附則第十五条第二項第七号」を「附則第十五条第二項第六号」に改め、「、バーク処理装置」を削り、同条第二十三項中「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」を「中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金」に改め、同条第三十三項第二号イを削り、同号ロ中「海上運送法施行規則」の下に「（昭和二十四年運輸省令第四十九号）」を加え、「（ハ」を「（ロ」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同条第四十八項第三号中「含む。）」の下に「のうち租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者が新設したもの」を加える。

附則第六条中第七十七項を第八十三項とし、第七十三項から第七十六項までを六項ずつ繰り下げ、同条第七十二項中「設定されるもの」の下に「（当該土地の所有者が同項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項に規定する賃借権の設定等を受けたものを除く。）」を加え、同項を同条第七十八項とし、同条第六十二項から第七十一項までを六項ずつ繰り下げ、同条第六十一項を削り、同条第六十項中「規定する特定鉄道等施設」の下に「（次項において「特定鉄道等施設」という。）」を加え、同項を同条第六十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

67　法附則第十五条第三十四項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、次に掲げる特定鉄道等施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　一日当たりの平均片道断面輸送量が一万人以上の線区における特定鉄道等施設　橋りょう（ロッキング橋脚を有するものに限る。）のうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたもの

二　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画又は同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画に定められた緊急輸送道路と交差し又は隣接して並走する線区における特定鉄道等施設　橋りょう、高架橋又はトンネルのうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたもの

附則第六条第五十九項を同条第六十五項とし、同項の前に次の六項を加える。

59　法附則第十五条第三十二項第一号イに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。

60　法附則第十五条第三十二項第一号ロに規定する総務省令で定める規模は、出力二十キロワットとする。

61　法附則第十五条第三十二項第一号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力五千キロワットとする。

62　法附則第十五条第三十二項第一号ニに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。

63　法附則第十五条第三十二項第一号ホに規定する総務省令で定める規模は、出力二万キロワットとする。

64　法附則第十五条第三十二項第三号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力一万キロワットとする。

附則第六条第五十八項を削り、同条第五十七項を同条第五十八項とし、同条第五十六項を同条第五十七項とし、同条第五十五項を同条第五十六項とし、同条第五十四項に次の三号を加える。

四　防災用倉庫

五　防災用ベンチ

六　非常用電源設備